

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

1 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

市が保険契約者として賠償責任保険に加入し、被保険者として登録をした認知症の方が、日常生活に起因する偶然の事故により他人にけがを負わせたり他人の財物を壊したりして、被保険者ご本人やそのご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に保険金の支払いを受けることができます。

2 被保険者（事業の対象となる方）

以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市内に居住し、住民票のある方（福祉施設または介護施設の入所者は除く）
- (2) 認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方
- (3) 要介護認定若しくは要支援認定における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方又はかかりつけ医若しくは認知症の専門医により認知症の診断を受けた方
- (4) 市町村民税非課税世帯の方
- (5) 同様の保険に加入していない方

3 保険の内容

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 保険の種類 | 日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険 |
| (2) 補償額 | 上限1億円 |
| (3) 補償対象者 | 被保険者本人 |
| (4) 保険期間 | 加入決定後から要件を満たさなくなるまで（毎年自動更新） |
| (5) 補償対象事故 | |

(例)

歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。



お店で、代金を支払う前に商品を落とし、壊してしまった。



線路内に誤って立ち入ったことで電車を運行不能にさせてしまった。



4 保険料

あま市が保険契約者となり保険料を負担するため、自己負担はありません。

5 申込方法

認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書を高齢福祉課へ提出してください。

お問い合わせ

福祉部高齢福祉課高齢福祉係
あま市七宝町沖之島深坪1番地
電話 052-444-3141